

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年11月30日(2006.11.30)

【公開番号】特開2005-345325(P2005-345325A)

【公開日】平成17年12月15日(2005.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-049

【出願番号】特願2004-166647(P2004-166647)

【国際特許分類】

G 01 C 21/00 (2006.01)

G 08 G 1/0969 (2006.01)

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 09 B 29/10 (2006.01)

【F I】

G 01 C 21/00 C

G 08 G 1/0969

G 09 B 29/00 A

G 09 B 29/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

設定された目的地に対し、該目的地に関連する観光関連施設を検索する観光関連施設検索手段、及び

前記観光関連施設検索手段による検索の結果、観光関連施設が見つかったならば該観光関連施設に係る情報を観光関連施設情報としてユーザに提示する観光関連施設情報提示手段、

を有していることを特徴とするカーナビゲーション装置。

【請求項2】

前記観光関連施設検索手段は、目的地を含む所定地域を観光地域として該観光地域内の観光関連施設を検索するものであることを特徴とする請求項1記載のカーナビゲーション装置。

【請求項3】

目的地の名称に対応付けて目的地についての旅行目的ジャンルを定義しているデータベースが存在し目的地に対し前記データベースの旅行目的ジャンルを参照して該目的地が観光旅行目的に関連しているか否かの第1aの判定を行う第1aの判定手段、及び

前記第1aの判定が正であるとき、目的地を含む所定地域を観光地域として該観光地域内の観光関連施設を検索する前記観光関連施設検索手段、

を有していることを特徴とする請求項1記載のカーナビゲーション装置。

【請求項4】

観光関連施設とは、名産品販売店及び/又は名産料理店であることを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載のカーナビゲーション装置。

【請求項5】

目的地は自宅から所定距離以上離れているか否かの第1bの判定を実施する第1bの判

定手段、及び

第1bの判定が否であるときは検索を中止する前記観光関連施設検索手段、
を有していることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載のカーナビゲーション装置
。

【請求項6】

今回の目的地と同一の観光地域内に含まれる地点が過去所定期間内に目的地として設定された回数を目的地設定回数として調べ該目的地設定回数が所定値未満であるか否かの第1cの判定を実施する第1cの判定手段、及び

第1cの判定が否であるときは検索を中止する前記観光関連施設検索手段、
を有していることを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載のカーナビゲーション装置
。

【請求項7】

ユーザが、提示された観光関連施設情報に基づき案内を要求した観光関連施設を案内要求観光関連施設と呼ぶことにして現在地から案内要求観光関連施設への経路を観光関連施設用経路として探索する経路探索手段、及び

前記観光関連施設用経路に基づき前記案内要求観光関連施設への経路案内を実施する経路案内手段、

を有していることを特徴とする請求項1～6のいずれかに記載のカーナビゲーション装置
。

【請求項8】

案内要求観光関連施設が名産料理店であるときは該名産料理店を案内要求名産料理店と呼ぶことにし、該案内要求名産料理店へ前記目的地への到着前に立寄るときの観光関連施設用経路を仮観光関連施設用経路として探索する前記経路探索手段、

前記仮観光関連施設用経路に係る前記案内要求名産料理店への立寄り時刻の時間帯に係る情報をユーザに通知する時間帯情報通知手段、

ユーザが立寄り時刻を別の時間帯に変更することを希望しない及び希望するに応じて、希望しないときは、前記仮観光関連施設用経路を観光関連施設用経路とし、また、希望するときは、前記目的地と前記案内要求名産料理店との到着順を入れ替えた観光関連施設用経路を探索する前記経路探索手段、

を有していることを特徴とする請求項7記載のカーナビゲーション装置。

【請求項9】

現在地が属する観光地域を第1の観光地域と呼ぶことにし目的地が第1の観光地域外になっているか否かの第2aの判定を実施する第2aの判定手段、

ユーザが現在から過去所定時間内に第1の観光地域内の名産品販売店に立ち寄っているか否かの第2bの判定を実施する第2bの判定手段、

前記第2a及び前記第2bの判定がそれぞれ正及び否であるならば前記第1の観光地域内の名産品販売店を検索する名産品販売店検索手段、

前記名産品販売店検索手段による検索の結果、見つかった名産品販売店を提示用名産品販売店と呼ぶことにし、該提示用名産品販売店が存在するならば、ユーザへ第1の観光地域内の名産品の購入希望を問い合わせ、問合せに対するユーザ回答が購入希望有りとするものであるか否かの第2cの判定を実施する第2cの判定手段、及び

前記第2cの判定が正であるならば、前記提示用名産品販売店に係る情報を名産品販売店情報としてユーザに提示する名産品販売店情報提示手段、
を有していることを特徴とするカーナビゲーション装置。

【請求項10】

第1の観光地域内の名産品販売店へは立寄らないものとして現在地から目的地への推奨経路を探索し該推奨経路には、現在地を含む一般道と該一般道の後に続く高速道路とが含まれているか否かの第2eの判定を実施する第2eの判定手段、及び

前記第2eの判定が正であるならば、前記提示用名産品販売店の内、前記高速道路へ進入するまでの推奨経路沿いの提示用名産品販売店のみに係る情報を名産品販売店情報とし

てユーザに提示する前記名産品販売店情報提示手段、
を有していることを特徴とする請求項9記載のカーナビゲーション装置。

【請求項11】

現在地が自宅から所定距離以上離れているか否かの第3aの判定を実施する第3aの判定手段、

現在地を含む所定地域への現在から過去所定期間内の訪問回数が所定値未満であるか否かの第3bの判定を実施する第3bの判定手段、

現在が食事の時間帯であるか否かの第3cの判定を実施する第3cの判定手段、

前記第3a～前記第3cの判定がいずれも正であるとき現在地を含む所定地域において該所定地域に関連する名産料理を提供する名産料理店を検索する名産料理店検索手段、及び

検索の結果、見つかった名産料理店に係る情報を名産料理店情報としてユーザに提示する名産料理店情報提示手段、
を有していることを特徴とするカーナビゲーション装置。

【請求項12】

設定された目的地に対し、該目的地に関連する観光関連施設を検索する観光関連施設検索ステップ、

前記観光関連施設検索ステップにおける検索の結果、観光関連施設が見つかったならば該観光関連施設に係る情報を観光関連施設情報としてユーザに提示する観光関連施設情報提示ステップ、

ユーザが、提示された観光関連施設情報に基づき案内を要求した観光関連施設を案内要求観光関連施設と呼ぶことにして現在地から案内要求観光関連施設への経路を観光関連施設用経路として探索する経路探索ステップ、及び

前記観光関連施設用経路に基づき前記案内要求観光関連施設への経路案内を実施する経路案内ステップ、

を有していることを特徴とするカーナビゲーション方法。

【請求項13】

現在地が属する観光地域を第1の観光地域と呼ぶことにし目的地が第1の観光地域外になっているか否かの第2aの判定を実施する第2aの判定ステップ、

ユーザが現在から過去所定期間に内第1の観光地域内の名産品販売店に立ち寄っているか否かの第2bの判定を実施する第2bの判定ステップ、

前記第2a及び前記第2bの判定がそれぞれ正及び否であるならば前記第1の観光地域内の名産品販売店を検索する名産品販売店検索ステップ、

前記名産品販売店検索ステップにおける検索の結果、見つかった名産品販売店を提示用名産品販売店と呼ぶことにし、該提示用名産品販売店が存在するならば、ユーザへ第1の観光地域内の名産品の購入希望を問い合わせ、問合せに対するユーザ回答が購入希望有りとするものであるか否かの第2cの判定を実施する第2cの判定ステップ、

前記第2cの判定が正であるならば、前記提示用名産品販売店に係る情報を名産品販売店情報としてユーザに提示する名産品販売店情報提示ステップ、

ユーザが、提示された名産品販売店情報に係る名産品販売店への案内要求が有るか否かの第2dの判定を実施する第2dの判定ステップ、及び

第2dの判定が正であるならば、ユーザが案内要求した名産品販売店を案内要求名産品販売店とし、案内要求名産品販売店への経路案内を実施する経路案内ステップ、
を有していることを特徴とするカーナビゲーション方法。

【請求項14】

現在地が自宅から所定距離以上離れているか否かの第3aの判定を実施する第3aの判定ステップ、

現在地を含む所定地域への現在から過去所定期間内の訪問回数が所定値未満であるか否かの第3bの判定を実施する第3bの判定ステップ、

現在が食事の時間帯であるか否かの第3cの判定を実施する第3cの判定ステップ、

前記第3a～前記第3cの判定がいずれも正であるとき現在地を含む所定地域において該所定地域に関連する名産料理を提供する名産料理店を検索する名産料理店検索ステップ

、検索の結果、見つかった名産料理店に係る情報を名産料理店情報としてユーザに提示する名産料理店情報提示ステップ、

ユーザが、提示された名産料理店情報に基づき案内を要求した名産料理店を案内要求名産料理店と呼ぶことにし、案内要求名産料理店を経由地とする目的地への推奨経路を探索する経路探索ステップ、及び

前記推奨経路に基づき経路案内を実施する経路案内ステップ、
を有していることを特徴とするカーナビゲーション方法。

【請求項15】

請求項1～11のいずれかに記載のカーナビゲーション装置の各手段としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

カーナビゲーション装置10は、機能付加のために、経路探索手段22及び時間帯情報通知手段30を有している。経路探索手段22は、案内要求観光関連施設が名産料理店であるときは該名産料理店を案内要求名産料理店と呼ぶことにし、該案内要求名産料理店へ目的地への到着前に立寄るときの観光関連施設用経路を仮観光関連施設用経路として探索する。時間帯情報通知手段30は、仮観光関連施設用経路に係る案内要求名産料理店への立寄り時刻の時間帯に係る情報をユーザに通知する。経路探索手段22は、ユーザが立寄り時刻を別の時間帯に変更することを希望しない及び希望するに応じて、希望しないときは、仮観光関連施設用経路を観光関連施設用経路とし、また、希望するときは、目的地と案内要求名産料理店との到着順を入れ替えた観光関連施設用経路を探索する。